

森林整備保全事業計画の策定について

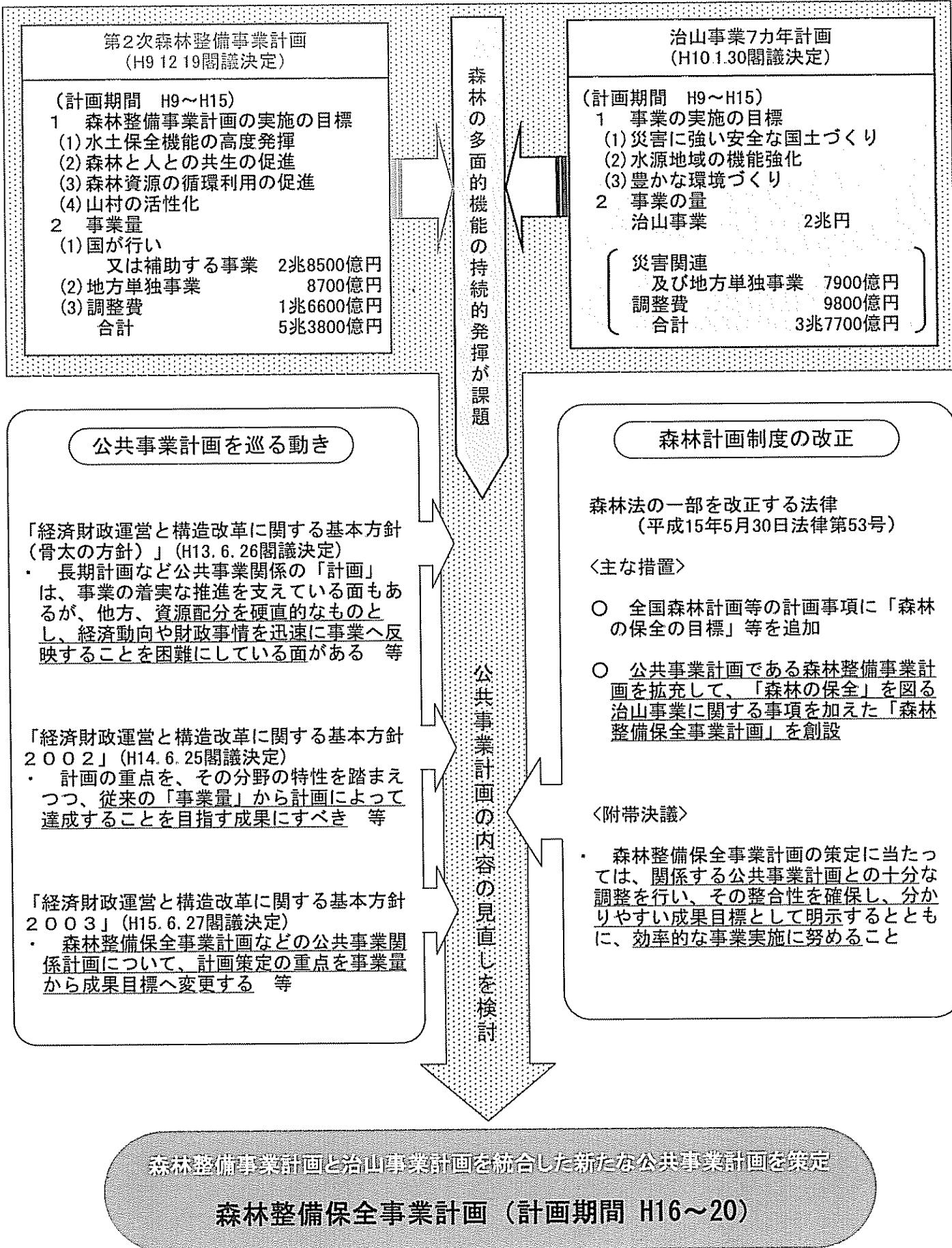
1 策定に至る経緯

2 計画の基本的考え方及び骨格（案）

3 今後のスケジュール（案）

平成15年12月8日
林野庁

1 策定に至る経緯



2 計画の基本的な考え方及び骨格（案）

I 基本的考え方（案）

- (1) 近年の公共事業を巡る情勢を踏まえ、計画の策定の重点を、従来の「投資規模」を明らかにすることから、「事業の目標や成果」を明らかにすることに見直し、投資規模を計画内容としないこととする。
- (2) 目標や具体的な成果を事業横断的に計画するとともに、森林所有者等による森林施業の助長により森林の多面的機能の発揮を図る「森林整備事業」と、国・都道府県等による森林の維持・造成を通じて水源かん養、土砂流出防止といった保安林の公益上の目的の確保を行う治山事業との適切な役割分担を踏まえた計画とする。
- (3) 国民が森林の整備保全の重要性や森林整備保全事業の取り組みをわかりやすく理解できるような内容、表現とするよう努める。

II 基本的な骨格（案）

第1章 森林整備保全事業の基本的な方針

第1節 基本的な方針

森林が私達の社会に果たしている役割やその整備保全の重要性、森林整備保全事業の目的等を記述する。

第2節 事業実施にあたっての留意事項

近年の公共事業をめぐる情勢を踏まえ、事業の実施にあたって留意すべき点（例えば「施策連携」「事業評価」「コスト縮減」等）を記述する。

第2章 事業の目標及び事業量

第1節 事業の目標

森林の重視する機能（「水土保全」「森林と人との共生」「資源の循環利用」）等を踏まえ、国民にわかりやすい目標を事業横断的に立て、それぞれの目標ごとに事業の成果をわかりやすく定量的に示す指標を設定する。

第2節 事業分野別の取り組み及び事業量

森林整備事業、治山事業それぞれについて、両事業の趣旨に応じた重点的に取り組む内容及び主要な事業量を明らかにする。

森林整備保全事業計画の基本的な骨格（イメージ）

第1章 森林整備保全事業の基本的な方針

1 基本的な方針

☆ 国土の保全、水源のかん養、地球温暖化の防止など、森林が私達の社会に果たしている役割や、森林の整備保全の重要性について記述。

2 事業実施にあたっての留意事項

- | | |
|-------------------|---------------------|
| 1 施策連携の強化等 | 4 多様な主体の参加の促進 |
| 2 森林資源及び既存施設の有効活用 | 5 事業評価の厳正な運用と透明性の確保 |
| 3 地域の特性に応じた整備 | 6 工期管理とコストの縮減 |

第2章 事業の目標及び事業量

1 事業の目標

事業横断的に国民にわかりやすい目標（「安心」「共生」「循環」「活力」）を立て、それぞれの目標についてその達成状況を端的に示す成果指標を設定。

安 心	共 生	循 環	活 力
<p>＜事業の目標＞</p> <p>森林の水土保全機能の高度発揮により、國民が安心して暮らせる社会を実現する。</p>	<p>＜事業の目標＞</p> <p>國民に広く開かれた森林の整備等により、森林と人とが共生する社会の実現を図る。</p>	<p>＜事業の目標＞</p> <p>木材を安定的かつ効率的に供給することにより、循環型社会の形成に寄与する。</p>	<p>＜事業の目標＞</p> <p>森林資源の活用、都市との共生・対流等により活力ある地域社会の形成に寄与する。</p>
<p>成果指標</p> <p>☆代表的な成果指標を1～2定める</p>	<p>成果指標</p> <p>同左</p>	<p>成果指標</p> <p>同左</p>	<p>成果指標</p> <p>同左</p>

目標の達成に向けた
事業の効率的実施

2 事業分野別の取り組み及び事業量

治山事業

森林整備事業

重点的に取り組む内容及び
主要な事業量（面積、箇所数等）
を明らかにする。

同 左

3 今後のスケジュール（案）

- 12月8日 林政審議会
(策定に至る経緯、基本的考え方、今後のスケジュール等)
- 3月中旬 林政審議会 (素案の提示、論議)
- 3月中下旬～ パブリックコメントの実施
- 5月 林政審議会 (計画の諮問・答申)
閣議決定